

「移転費」「広域求職活動費」をご活用ください！

遠方での就職を希望する雇用保険を受給中の方が、ハローワーク、特定地方公共団体または職業紹介事業者の紹介によって、就職のために、住所または居所を変更する場合やハローワークの紹介によって、遠方の事業所で面接などを行う場合に、これらの費用を国が負担する「移転費」「広域求職活動費」という制度があります。

▶ 「移転費」とは

雇用保険を受給中の方が、ハローワーク、特定地方公共団体または職業紹介事業者が紹介した求人に就職する場合などに、以下の①～③のいずれかの理由に該当し、住所または居所を変更するとき、本人とその家族が転居のために必要な交通費などが支給されます。

- ① 通常交通機関を利用し、通勤するための往復時間が4時間以上の場合
- ② 交通機関の始発や終発の便が悪く、通勤に著しい障害がある場合
- ③ 移転先の事業所などの事業主の要求によって移転を余儀なくされた場合

▶ 「広域求職活動費」とは

雇用保険を受給中の方が、ハローワークの紹介によって、遠方の事業所の求人※に応募し、遠方の事業所で面接するなど一定の要件を満たした場合に、交通費や宿泊費の相当額が支給されます。

※雇用保険の受給手続を行っているハローワークの管轄地域以外の地域に所在する事業所で雇用保険の受給手続を行っているハローワークから、訪問する事業所の所在地を管轄するハローワークまでの往復距離が、200キロメートル以上ある場合が該当します。

ご注意ください！

- ◆雇用保険の受給資格者の方が支給対象となりますので、雇用保険の受給資格者でない方が、ハローワークの紹介によって、就職活動などをした場合は、支給対象となりません。
- ◆ご自身で事業所へ応募した場合は、「移転費」「広域求職活動費」ともに支給対象となりません。
- ◆応募求人は、1年以上の雇用の見込みがある求人である必要があります。
- ◆待期期間が経過した後に、就職するか、広域求職活動を開始する必要があります。
- ◆支給を受けるためには、ハローワークへ支給申請書などの書類を提出する必要があります。

その他、支給を受けるためには要件がありますので、ご不明な点は、お気軽にハローワーク（公共職業安定所）の雇用保険窓口にお尋ねください。

ハローワーク 所在地

検索

